

令和6年3月教育委員会会議録

【会議に付すべき事件】

- 議案第29号 教育委員会会議規則の一部を改正する規則について
議案第30号 令和6年度熊取町教育方針について
報告第21号 町議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の専決処分報告について
報告第22号 日本遺産（葛城修験）の追加申請について
-

【その他】

後援名義使用願の承認について【報告】2件

《3月分》

小・中学校行事予定
生涯学習推進課【煉瓦館・総合体育館 他関係団体】事業予定
図書館【熊取図書館 他関係団体】事業予定

《2月分》

図書館【熊取図書館 他関係団体】事業報告

《1月分》

生涯学習推進課【煉瓦館・総合体育館 他関係団体】事業報告

日 時 令和6年3月14日（木）午後5時00分から
場 所 役場本館3階 議場

【教育委員会定例会出席者】

教育長	岸野 行男
教育委員（教育長職務代理者）	梶山慎一郎
教育委員	土屋 裕睦
教育委員	鈴木 直子
教育委員	一ノ瀬由美子
教育次長	阪上 敦司
統括理事（教育政策監）	吉田 茂昭
理事（生涯学習・図書館担当）	三原 順
学校教育課長	伊東 浩一
学校教育課学校指導参事	上垣 圭市
学校教育課学校指導参事	河井 淳

のでございます。

次に、4ページをご覧ください。

オンライン会議について、その他必要な事項を要綱で定めておりました。第2項では、会議は、現に出席することにより行うが、オンライン会議システムを利用することができる例として、4つ示しております。1号、災害などによる交通の途絶、2号、感染症対策のための外出の自粛、3号、他の重要な用務による移動が不可能、4号、臨時会議招集、以上4つをオンライン会議が認められる内容としております。

以上で、議案第29号「教育委員会会議規則の一部を改正する規則について」の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

岸野教育長

ただいまの事務局の説明について、ご異議、ご質問等はありませんか。

基本は出席ということがまずはあって、先ほど伊東課長から説明がありました4つの場合について例外的にオンラインで可というようになりますので、そのあたりご理解をお願いいたします。

それでは、議案第29号「教育委員会会議規則の一部を改正する規則について」承認ということによろしいでしょうか。

委員全員

(「はい。」の声)

岸野教育長

議案第29号「教育委員会会議規則の一部を改正する規則について」は承認とさせていただきます。

次に、事前配付の議案書5ページ、議案第30号「令和6年度熊取町教育方針について」事務局から説明願います。

伊東課長。

伊東課長

それでは、議案第30号「令和6年度熊取町教育方針について」説明いたします。

教育方針につきましては別冊で2種類用意しております。一つは縦型で令和6年度熊取町教育方針案でございます。もう一つは横型で新旧対照表となっております。説明につきましては新旧対照表で行わせていただきまして、説明員は適宜交代させていただきます。

それと、本日、差し替えがございます。取組内容で2か所ございま

して、軽微な修正と誤植でございます。ページは、13ページと28ページ、こちらのほうが差し替えでございます。後ほど担当より、その箇所について説明させていただきますので、よろしく申し上げます。それでは説明します。

まず、新旧対照表の1ページをご覧ください。

「策定にあたって」となっております、まず1行目、「熊取町教育大綱を受け」とありますが、令和2年度に改定した熊取町教育大綱は、令和6年度が計画期間の最終年度となりましたので、改めて教育大綱を強調した形となっております。

次に9行目、持続可能な開発のための教育（ESD）につきまして、既にこちらは進めておりますので、さらに進めていくとしております。

次に、一番下から2行目、教育方針に基づいた進捗状況のところでございますが、適宜点検評価する必要がございますので、文言を付け加えております。

岸野教育長

大屋課長。

大屋課長

私のほうから、社会教育の策定にあたってということでご説明させていただきます。

中ほど、社会教育においてはというところですが、社会教育につきましては、令和4年度に改定しました第4次生涯学習推進計画に基づきまして、今年度、令和5年度より事業を実施しております。1段落目につきましては、その旨を記載させていただいております。後ほど、取組内容のところでもご説明いたしますが、オンラインで受講できる講座やいつでも受講できるオンデマンドといった学習機会の提供を踏まえ、「さらなる」という言葉を追記させていただいております。

社会教育につきましても、下から2行目、適時適切にとございますように、社会教育委員会議でその進捗状況を点検評価していくということになっております。

教育方針の策定ということで以上になります。

岸野教育長

では次に、吉田統括。

吉田統括理事

では、2ページをご覧ください。

教育方針6年度の案についてご説明させていただきます。

まず、(1)の4行目、下線部、令和6年度の方ですが、「また、1人1台端末を日常的かつ効果的に活用し」というふうに変えさせていただきます。昨年度は、ICTを一層活用することで、指導形態、指導体制を工夫となっておったんですけども、1人1台端末が導入されて、やっぱり1年、2年というのはどう指導していくのか、どう活用していくのかということについて、いろいろ研究等必要になってきておりますが、一定全ての学校で活用というのがもう日常的になってきているという状況の中で、6年度につきましては、日常的かつ効果的にというふうな言葉に変えさせていただきます。

続きまして、(3)番です。下線部、令和6年度は「諸課題」という文言に変えさせていただきました。本年度、5年度については諸問題となっておったんですが、やっぱり問題ではなく、課題として捉えていく必要があるということで、諸問題を諸課題に変更させていただきます。

3ページをご覧ください。

(5)学校運営体制に関してですけども、まず1つ目、ちょうど3行目です。「ICTを活用しながら」というところはもう削除させていただきました。これはもうあえてこの文言を入れずに、学校の取組についていろんな手段を通じて保護者、住民に幅広く発信を行いたいということで、もうICTというのを外させていただきます。

それから、令和6年度より、熊取中学校のほうで学校運営協議会がスタートするというふうなことになっておりますので、その文言をこへ入れさせていただきました。

それから、(5)の最後の2行ですけども、令和5年度、本年度は教員の働き方改革の取組を進めるとなっておったんですが、令和4年6月に、町立学校における働き方改革の進め方というものを作成し、それに関しましても、令和5年度、1年間で様々な取組等も進めてきているというふうな状況です。そういった中で、今後もこの令和4年6月策定のを基にしっかりと取組を着実に進めていきたいということで、このように文言を変えさせていただきました。

岸野教育長

伊東課長。

伊東課長

続いて、3ページの一番下です。(7)教育の環境や条件の整備でございますが、前半は学校施設の工事などハード面の内容となってい

ます。校舎増築工事と体育館空調整備設計については、快適な学校生活を送れるよう整備するものでございまして、屋上外壁改修工事と校門整備工事については、安全・安心な教育環境の確保のために整備するものでございます。それぞれ修正しております。

岸野教育長

大屋課長。

大屋課長

では、続きまして、社会教育の教育方針案についてご説明いたします。

4ページをお開きください。

私のほうからは、(1)の生涯学習の推進についてご説明させていただきます。

先ほど策定にあたってでもご説明しましたとおり、改定した第4次生涯学習推進計画に基づき取り組む内容を1段落目に記載させていただいております。令和5年度については新たな課題の解決という表現でしたけれども、令和6年度は、様々な年代の様々なニーズや現代的課題に対応した魅力ある講座運営を行い、幅広い世代に向けた学習の機会を提供するというところで、この課題の解決をより具体的に記載した内容に変更させていただいております。

2段落目、同じく学習機会の提供について記載しておりますが、「また」以降、世代や実情に応じた情報発信を行うということなんですが、こちらのほうは令和5年度、ホームページ、SNSといったICTというふうな形で書かせていただいております。しかしながら、目につきやすい紙での情報発信というものも有効であるものと考えておりますので、ICTというものは当然活用するんですけども、限定的な表記になっておりましたので、「世代や実情に応じた情報発信を行う」という表現に変えさせていただいております。

前後して申し訳ありません。その前の町内大学や企業等との連携の幅広い講座を実施するというところにつきましても、文章をつなぐために一度切らせていただいているというところでございます。

次の社会的課題に応じた取組が主体的に展開されるよう地域人材の育成に努めるということですが、こちらは社会教育団体はじめ、地域での活動が停滞するといった社会的課題に応じた取組が、行政がやってくださいというのではなく、地域で主体的に展開できるように、地域の人材の育成に努めたいということで書かせていただいております。

最後の段落になります教育コミュニティに関する記述ですが、先ほどの取組と同じく、学校、家庭、地域をつなぐ人材確保に努め、先ほど吉田統括のほうからもありました熊取中学校で実施するコミュニティスクールと連携した教育コミュニティづくりを進めたいというふうを考えておりますので、そのような表現に変更させていただいております。

生涯学習の推進については以上です。

岸野教育長

立石参事。

立石参事

私のほうからは、社会教育のうち（２）の文化・芸術の振興と充実、（３）生涯スポーツの推進についてご説明いたします。

（２）の文化・芸術の振興と充実についてご説明いたします。

１段落目については、令和２年より整備を進めてきた公民館、文化ホール的一般利用を令和６年４月より開始するというを新しく追加しております。

２段落目、３段落目については、学習環境の整備に関する記載になっております。「リニューアルした公民館（愛称：かむかむプラザ）では、これまでの活動に加え、あらゆる世代の方が活用できるよう利用促進を図る」というを新しく追加しております。

３段落目の「文化創造の拠点施設として新たに開館する文化ホール（愛称：キターネホール）では、幅広い世代の方が楽しめる文化公演を企画するとともに、テレビやラジオの公開番組の誘致など、さまざまな文化芸術公演を実施する」というを新しく追加しております。

５ページをご覧ください。

４段落目以降については、令和３年度の教育方針の内容と同じ部分がございますが、一部文章の書き方を変えております。また、令和５年度、既に公民館の整備等で終わっているもの、また、町民会館ホールでの開催イベント等の文化公演を実施するといったことにつきましては、公民館、文化ホールが新しく供用開始するというで削除しております。

続いて、（３）生涯スポーツの推進についてご説明いたします。

まず、１段落目の部分の削除については、「各種スポーツイベントの開催」というものを削除しております。

２段落目に、先ほどスポーツイベントの開催を削除しておりますので、ここにつきましては、世代を問わず誰もが気軽に楽しめるスポー

ツイイベントとして「くまとりスポーツフェスティバル」を開催し、生涯スポーツの推進を図るということで、新しく追加しております。

4段落目は、現在設計業務を進めている総合体育館の非構造部材の耐震改修については、今後の工事着手に向け計画的に取り組むということで、前回よりも計画が進んでおりますので、新しく修正をしております。

以上、(2)文化・芸術の振興と充実、(3)生涯スポーツの推進の説明とさせていただきます。

岸野教育長

原田館長。

原田図書館長

それでは、(4)図書館サービスの充実について説明させていただきます。

図書館サービスの充実の7行目になりますが、ここからは、図書館の閲覧室の非構造部材の耐震改修について、計画的に取組を進めることを新たに記載しています。また、8行目から9行目にかけては、令和6年4月から、会議室・ホールの一般利用を開始いたしますので、新たに記載し、多様な学習機会の提供など、学びの場づくりを推進すると記載しております。

次に、一番下の行ですけれども、令和6年度で図書館は開館30周年を迎えることから、市民団体・関係機関等との協働による記念事業を開催することを記載いたしました。

以上、社会教育の説明になります。

岸野教育長

では続いて、取組内容についてですか。

榎屋参事。

榎屋参事

では、(1)基礎的・基本的な知識技能の確実な習得と学力の向上についてご説明させていただきます。

まず、1つ目の白丸のポツの2つ目、これまでは実施状況を評価しと書かれておりましたものを、今後は実施したかどうかのみによらず、振り返ることを大切にして改善に生かすということで、文言を変えさせていただきます。

その下の白丸、個別最適な学びと協働的な学びの充実ということで、これまで3点目、4点目のポツに書かせていただいていた内容を整理しまして、3つ目には1人1台端末のこと、そして4つ目には

指導方法についてのことを、内容を整理して書かせていただいております。

案のほうのポツの6つ目には、日本語指導が必要な児童生徒について書かせていただいておりますが、今回、加えて、障害のある児童生徒、そして8点目の不登校児童生徒についても、加えて支援が必要ということで書かせていただいております。

この下の白丸、社会の変化に対応し行動できる力をつける教育活動の推進ということで、8ページ目には、ポツの2つ目にプログラミング的思考、そして、それを解決していくというようなことを文言として入れさせていただきました。

その下の読書活動の充実と学校図書館の活用につきましては、内容を精査させていただきます。今後必要なものとして、まず1つ目に、読書の楽しさを実感し豊かな語彙力を身につけるといった読書活動の充実を1点目に、そして2点目には、学校図書館の計画的な利活用推進と環境整備と書かせていただいております。

その下の地域人材等との協働に関する項目ですが、2点目です。昨今増えております日本語指導の必要な子どもたちに対応するために、母語支援を含む学習支援ボランティア派遣事業の充実と書かせていただいております。

また、4つ目には官民連携による教育活動の充実ということで、本年度も進めてまいりました吉本の漫才ワークショップ等々、企業との連携も今後考えていきたいということで、地域人材等ということで書かせていただいております。

続いて(2)の生命や人権を尊重し、他者を思いやる豊かな人間性の育成につきまして、10ページの③支援教育をご覧ください。

まず、1つ目の白丸、「ともに学び、ともに育つ」授業づくり・集団づくりの推進ということで、まず重点として置くべきであろうインクルーシブ教育システムの理念を踏まえた取組と、ともに学びともに育つ観点からの学校づくりの推進ということを上に掲げさせていただきます。また、それに向けて必要であるだろう支援教育への理解啓発のことを2点目に挙げさせていただきます。

また、11ページのポツ2つ目ですが、支援教育、支援学級の子どもたちが通常学級で学ぶ交流及び共同学習の時間の学びの充実、そして、その中でのお互いの理解ということの推進の必要があるということで、今回加筆させていただきます。

その下の白丸、支援教育推進体制の充実につきましては、これまで

校内の支援体制の充実と1項目めに書かせていただいておりますが、より詳細を左側の案に書かせていただいております。例えば2点目には、最近、ここ近年利用が増えております通級による指導についてのことを書かせていただきました。また、旧のほうで書かせていただいております就学支援体制の充実でありましたり、関係機関との連携につきましては、内容を精査して、案のほうに書かせていただきました。

12ページをご覧ください。

こちらのほうにつきましては、支援学級や通所学級、通級指導教室など、様々な学びの場をしっかりと見極めていくということで、就学相談支援の充実ということを掲げさせていただいております。

④健康教育につきましては、熱中症等が今般増えているということで加筆いただいております。

また、13ページの一番下のポツになりますが、最近、食物アレルギーの子どもたちが増えているという実態を踏まえまして、その対応と衛生管理の徹底ということで書かせていただきました。

以上です。

岸野教育長

河井参事。

河井参事

続けて、新旧対照表の14ページになります。

(3) 社会の一員としての自覚と規範意識の醸成についてのご説明になります。

1つ目の丸、ポツの1つ目、つきたい力をより明確にし、より広い視点での取組が進められるよう、文言のほうを加筆させていただいております。

2つ目の丸、3つ目のポツになります。スクールカウンセラーから始まる部分になります。事案対応の中で、関係機関連携では警察との相談も現在行っているところです。今後もSNSに関する事案など、複雑化する事案対応の中で警察のお力を借りるケースもあろうかと思っておりますので、より明確にということで加筆しております。

その下のポツになります。不登校児童生徒の状況等を多面的に見立てた上で、その子に合った支援の充実という文言を加筆しております。全国的な課題になっている部分ですが、本町においても課題が見られます。今後、町として推進していく内容となりますので、不登校に関する内容のほうを記載させていただいております。

同じ丸の下のポツです。新型コロナウイルスに関する記載を整理、

削除させていただいております。

15ページになります。

②の進路指導、1つ目の丸、2つ目のポツになります。令和5年度のポツの5つ目の内容と合わせた形で表現し、文言等を整理しております。

岸野教育長

吉田統括。

吉田統括理事

では、16ページをご覧ください。

教員の資質能力の向上の部分です。これにつきましては、特に変更はございませんので、次のページをお願いします。

18ページをご覧ください。

(5) 学校運営体制の充実と開かれた学校づくりの推進についてです。

冒頭で学校の働き方改革の推進というふうなことで、ご説明のほうをさせていただきました。令和6年度につきましては、主に2つ、下線の部分に対応させていただくという方向で動きたいと考えております。留守番電話の設定時間の前倒し、もう実際に7時だったものを6時ということで前倒しに各学校しております。それから、留守番電話のタイマーでの自動化、これは、結局、今までは誰かがボタンを押さないといけなかったのが、7時に留守番電話にしようと思ったら7時まで絶対に誰か残っていないといけなかったという状況がありましたが、これでタイマー設定することによって自動で変えることができる。あるいは、うっかり時間を過ぎて留守番電話にするのを忘れていたということで、ついつい電話を取ってしまったという事態も何度か起こっているという状況もございましたので、このような対応をさせていただくというふうなこと。

それから、統合型校務支援システムの出退機能追加による教職員の勤務時間の見える化、今しっかりとタイムカードで管理はしておりますし、教育委員会にも毎月、先生方の超過勤務の時間、報告ももらっています。毎月ごとに集計し、各学校どれぐらいの超過勤務があるのかというふうなことも含めて、こちらのほうでは把握できていますが、意外とタイムカードを打っている先生方自身が、自分がどれだけ超過勤務の時間があるのかということについて気づいておられないというふうなことがやっぱり実際起こっています。ですから、そのあたり自覚していただくことが、やはり勤務時間の縮減につながっていくので

はないかなというふうに考えておりますので、この部分を加筆させていただきました。

あと、家庭や地域との連携の推進、一番下の部分になりますけれども、ここにつきましては、ICTを活用したという文言をどけて、学校における特色のある教育活動の情報発信と。やはりまだ今、現段階でなかなか学校が地域に取組をお知らせするというふうな機会がやっぱり少ないように思っています。やはり地域や保護者の方々に学校を理解していただくためには、こういった取組をしているか等を含めてしっかりと情報発信をしていくと。そうすることで、さらに協力を得られるというふうに考えておりますので、このような形に変えさせていただきます。

それから、19ページをご覧ください。

これは、先ほどありました学校運営協議会の設置について書かせていただいているという状況でございます。

以上です。

岸野教育長

伊東課長。

伊東課長

21ページをご覧ください。

一番上、(7)教育の環境や条件の整備でございますが、まず一つ目の丸、学校施設の計画的な整備・改修、具体的なハード整備でございますが、中央・西小学校の教室数不足の対応としての校舎増築でございます。続いて、小学校体育館の空調整備の推進につきましては、現在小学校5校の空調整備の設計中でございます。小学校の体育館から順次空調を設置してまいります。続いて、西小学校の屋上防水改修工事及び同じく西小学校の校門改修工事を実施し、また、その下の北小学校屋外排水設備改修工事を実施し、安全・安心な教育環境を確保してまいります。

岸野教育長

上垣参事。

上垣参事

私のほうから、同じく21ページ、(7)教育の環境や条件の整備でございます。

既に導入しております健康観察アプリにつきましては、保護者と学校との連絡ツールとなっておりますが、こちらにつきましてさらに利便性を向上させるため、アンケート機能の実装を予定しており、その

内容を追加しております。

続いて、そのすぐ後、児童生徒の学習環境の整備でございます。

学習環境をよりよいものとするため、パソコン教室の端末等と1人1台端末の併用や、活用方法を継続して検討してまいりたいと考えております。また、デジタル教科書の活用を推進するとともに、児童生徒の1人1台端末の持ち帰りや、オンラインを活用した学びの確保に向けた環境整備に関しましても、引き続き推進させてまいりたいと考えており、表現を修正したものでございます。

私からは以上です。

岸野教育長

伊東課長。

伊東課長

一番下の学校給食の充実でございます。

1枚めくっていただきまして22ページをご覧ください。

3つ目のポツ、生ごみ処理機につきましては既に本格稼働しておりますので、生ごみが最終、堆肥となりますが、それを学級菜園で活用することを記載しています。また、6つめのポツ、献立作成システムですが、既に本格稼働しており、業務を省力化することを追記しております。

岸野教育長

大屋課長。

大屋課長

では、続きまして、社会教育の取組内容についてご説明いたします。23ページになります。

生涯学習の推進についてということで、1つ目の丸、学習機会の提供につきましては、下線部、5つ目のポツになります。これまでも町内大学と連携した事業を実施しておりましたが、今年度、携帯電話会社のスマホ分解教室、また春休み、これから実施しますけれども、飲料会社の自動販売機ペーパークラフトづくりなど、民間企業とも連携した講座を実施しております。この2つは子ども向けの講座ということになりますが、高齢者の方向けに、こちらも飲料会社と連携したお茶のおいしい飲み方など、親しみのある、皆様なじみのある民間企業などと連携し、講座を運営してまいりたいと考えておりますので、そのような項目に追加させていただいております。

2つ目の丸の学習環境の整備につきましては、1つ目は削除となっております。施設の適切な維持管理については、社会教育施設等個別施

設計画に基づく適切な維持管理を進めておりますが、それぞれ文化・芸術の振興、生涯スポーツの推進、図書館サービスの充実のほうで各施設所管しておりますので削除しております。新たに追加した項目につきましては、冒頭説明しましたとおり、対面での講座に加え、オンラインやオンデマンドなどICTを活用した学習環境の整備ということで追加しております。

3つ目の丸、地域連携の推進です。削除した内容につきましては、コミュニティスクールの設置に向けた学校等との連携ということで、来年度、熊取中学校で学校協議会が設置されますので、その文言については削除させていただいております。

最後の丸、推進体制の整備の修正した箇所につきましては、社会教育のほかの分野との整合性を図るため、同じ内容に修正したものでございます。

岸野教育長

立石参事。

立石参事

私のほうからは、(2)文化・芸術の振興と充実についてご説明いたします。

2つ目の丸の学習環境の整備につきましては、文化ホール、公民館が供用を開始するというので、3つ目のポツになりますが、リニューアルした公民館・かむかむプラザの利用促進、その下の文化・芸術活動の発表機会の充実やきっかけづくりとなる文化芸術公演等の実施による文化芸術の振興の項目を追加しております。

学習環境の整備のところの削除の部分につきましては、先ほども述べましたが、文化ホール、公民館が供用開始したことによって削除しているものでございます。

学習環境の整備のところの7つ目、指定文化財の活用及び計画的な維持修繕については、書き方をちょっと修正しております。それと、その下の削除につきましても、先ほど文化ホール、公民館が供用開始しておりますので、その部分についての使用料減免規定の見直しについては削除しております。

3つ目の丸、自主活動の支援につきましては、4つ目のポツにつきまして、新たな文化活動団体への活動支援等による文化芸術活動の振興、その下の効果的な情報発信による「くまとりアーティストバンク」の利用促進について、新しく項目を追加しております。

その下の地域連携の推進につきましては、3つ目のポツになります

が、新たな地域クラブ活動の在り方の検討の項目を追加しております。
続きまして、(3)の生涯スポーツの推進についてでございます。

26ページをお開きください。

まず、学習機会の提供についてでございますが、ここにつきましては、5つ目のポツとしまして、観るスポーツとして大規模大会等の誘致、その下、誰もが参加、楽しめる「スポーツフェスティバル」など、スポーツイベントの開催、その下、生涯スポーツのきっかけづくり及び健康寿命を延ばす取組について新しく項目を追加し、生涯スポーツのきっかけづくり及び健康寿命を延ばす取組については追記しております。

その下の丸の学習環境の整備についてでございますが、2つ目のポツのところですが、総合体育館の非構造部材を含む大規模改修工事実施設計業務の実施を新しく追加しております。

学習環境の整備の削除につきましては、先ほども文化のところでございますが、社会教育施設等の使用料や減免規定の見直しということで、ここを削除しております。

3つ目の丸の自主活動の支援についてでございますが、2つ目のポツで、効果的な情報発信による「スポーツリーダーバンク」の利用促進ということで修正しております。

その下の丸の地域連携の推進についてでございますが、この4つ目のポツにつきましては、先ほどの文化・芸術の振興と充実と同様に、新たな地域クラブ活動の在り方の検討というのを新しく項目として追加しております。

以上でございます。

岸野教育長

原田館長。

原田図書館長

それでは、続きまして(4)の図書館サービスの充実についてでございます。

28ページ、29ページをご覧ください。

28ページのほうに修正がございましたので、机の上に置かせていただいております。こちらを見ていただけたらと思います。こちらのほうで説明をさせていただきます。

まず、2つ目の白丸です。2つ目のポツ、先ほども方針のほうで説明させていただきましたが、非構造部材耐震化への計画的な取組みというのを新たに追加しております。

それから、6つ目のポツになります。こちらは障害者サービスについての項目になりますが、アクセシブルライブラリー等という形にしましたのは、視覚障害者向け電子書籍や図書館の大活字本など様々な資料があるため、「等」というふうにまとめさせていただき、それから後半の障がい等に応じたサービスの実施のほうは、資料の形態だけではないということで、そういうふうな表現に改めさせていただきました。

それから、4つ目の白丸になります。自主活動の支援につきまして、3つ目のポツになります。図書館の使用範囲を広げたことにより、広く一般の方にも使用いただけるようになりましたので、令和5年度の内容の頭にその部分を付け加え、会議室、ホールの一般利用を開始し、さらなる住民の文化・芸術活動活性化につながる取組や自主的な活動への支援といたしました。

以上で、図書館サービスの充実の取組内容について説明を終わります。

岸野教育長

伊東課長。

伊東課長

以上で、議案第30号「令和6年度熊取町教育方針について」の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

岸野教育長

ただいまの事務局の説明について、ご質問等はありませんか。

この案を教育委員会議に出すに当たって、委員さんに事前に配付しております。

その段でのご意見等は特にいただいていないということですので特によろしいでしょうか。

それでは、議案第30号「令和6年度熊取町教育方針について」承認ということによろしいでしょうか。

委員全員

(「はい。」の声)

岸野教育長

議案第30号「令和6年度熊取町教育方針について」は承認とさせていただきます。

次に、事前配付の議案書6ページ、報告第21号「町議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の専決処分報告について」事務局か

ら説明願います。

上垣参事。

上垣参事

それでは、報告第21号「町議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の専決処分報告について」ご説明申し上げます。

議案書の6ページをご覧ください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、町長から意見を求められた次の議案について、異議がないものとして専決処分したので報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、令和5年度熊取町一般会計補正予算（第13号）及び令和6年度熊取町一般会計予算についてのいずれも教育の事務に関する部分、ほかに教育支援センター条例並びに附属機関条例の一部を改正する条例となっております。

なお、これらの議案につきましては、去る3月6日、令和6年熊取町議会3月定例会に上程したものでございます。

それでは、令和5年度熊取町一般会計補正予算（第13号）について、順次担当より説明させていただきます。

議案書の9ページをご覧ください。

教育費のうち小学校費及び中学校費で、それぞれ就学援助事業の扶助費、要保護・準要保護児童生徒就学援助費でございますが、令和5年度の給食費が2学期から無償化されたことに伴いまして、保護者に対して支給する援助費用が減少したということで不用額が発生しております。小学校、中学校でそれぞれが1,500万ずつということで、減額を行ったものでございます。

私からは以上となります。

岸野教育長

続いては、立石参事。

立石参事

私のほうからは、生涯学習所管の予算についてご説明いたします。

8ページをご覧ください。

歳入予算でございます。上の表になりますが、国庫支出金、国庫補助金、区分の社会教育費補助金115万2,000円でございます。これは、文化庁の文化芸術振興費補助金になっております。補助金の内容ですが、市町村における文化財の保存・活用に関する基本的なマスタープラン、アクションプランである文化財保存活用地域計画の作成に伴い、令和5年度に実施しました歴史的建造物悉皆調査に関する

補助金になっております。

続きまして、9ページをご覧ください。

歳出予算でございます。3つ目の表になりますが、目、公民館費の事業別区分、公民館・町民会館整備事業、施設整備工事費6,000万円の減につきましては、工事完了に伴い不用となった予算を減額するものでございます。

生涯学習推進課所管分の予算につきましての説明は以上でございます。

岸野教育長

では、伊東課長。

伊東課長

それでは、11ページの令和6年度熊取町一般会計予算について説明いたします。

内容が多岐にわたるため、主な事業を中心に順次担当より説明いたします。

私からは、次の12ページをご覧ください。

第2条、債務負担行為となっております、一番上の小学校プレハブ校舎借上となっております。期間は令和6年度から令和16年度で、限度額は4億3,091万1,000円となっております。こちらは中央小学校及び西小学校の校舎増築でございまして、設計当初、建物の構造鉄筋コンクリート造での計画をしておりましたが、実際の工事に要する費用と国の補助費用に大きな乖離が見られたため、町負担が想定以上にかかることが見込まれ、また現在、教室数が不足しておりますが、将来的には児童数減少も考えられるため、総合的に検討した結果、プレハブ校舎を借り上げるという形で建設するものいたしました。

続きまして、21ページをご覧ください。

事業別区分、こちらが小学校維持管理事業となっております、上のほうで03職員手当等、勤勉手当193万円でございます。こちらは会計年度任用職員の公務員10人分の勤勉手当でございますが、来年度から庁内一律、その他の会計年度任用職員を含めまして、期末手当に加えて勤勉手当も支給することになったため、その費用でございます。

続きまして、23ページをご覧ください。

事業別区分の中ほどに小学校施設整備事業、そちらがございまして、その中の12委託料、調査委託料2,744万7,000円でございます。

ます。こちらは小学校5校の体育館の空調整備設計でございまして、今年度から令和6年度にかけての債務負担行為として既に設計業務に着手しており、年度またぎとなる業務でございます。工事のほうも、予定では中央小、南小、東小の3校が今年度中に完成できるよう、鋭意設計業務を進めております。

続いてその下、13使用料及び賃借料、プレハブ借上料2,268万円でございます。こちらは、先ほど債務負担行為で説明した中央小、西小の校舎増築分でございます。借上料は1年当たり約4,500万円を見込んでおりますが、来年度は下半期からの契約を見越しまして、半分の2,268万円としております。

続いてその下、14工事請負費、施設整備工事費1億4,864万1,000円でございます。こちらは、西小学校の屋上防水改修工事及び校門改修工事でございます。

さらにその下、小学校給食事業の01報酬、会計年度任用職員報酬269万1,000円でございます。こちらは、学校給食において学校に配置している栄養士1名分の報酬でございます。現在、学校栄養士につきましては、町内小・中学校8校を4名体制で配置方針をしておりますが、来年度の児童数の見込みから、規定により府費負担学校栄養士が3名配置されますので、今年度同様、残り1名を町負担で配置するものでございます。

私のほうからは以上でございます。

岸野教育長

上垣参事。

上垣参事

それでは、私のほうから、学校教育課所管分のうち施設、給食以外の経費で新たな取組に関するものを説明させていただきます。

議案書の19ページをご覧ください。

教育支援センター運営事業でございます。令和6年度より新たに設置する教育支援センターに係る費用としまして、会計年度任用職員2名に係る報酬で257万7,000円、学習支援ボランティア及び臨床心理士に係る謝礼金が60万8,000円、その他庁用器具費等を含め、合計で465万4,000円となっております。

続きまして、議案書の22ページをご覧ください。

小学校保健事業でございます。就学時健診の際に事務局職員の代替として必要となってくるスタッフの人材派遣委託料として17万3,000円、同じく就学時健診の費用として、報償金の内訳となり

ますが、歯科衛生士への報償金2万8,000円を新たに計上しております。

また、学校と保護者の連絡ツールである健康観察アプリに係るソフトウェア使用料について、新たにアンケート機能を実装することから、前年度予算の約2倍というふうに計上させていただいております。

なお、健康観察アプリに係る拡充の費用につきましては、中学校保健事業でも同様となっております。

続きまして、小学校教育情報化推進事業でございます。教員の在校等時間を教員自身が可視化することで働き方改革を後押しするという目的から、統合型校務支援システムにて出退勤機能を追加することから、ソフトウェア使用料を新たに82万5,000円計上しております。また、同じくソフトウェア使用料としまして、新たに一部の会計年度任用職員にも校務用パソコンを貸与することから必要となります各種ライセンス費用やデジタル教科書のアカウント管理用システム、こちらの利用料を計上しております、合計で230万8,000円を計上しております。

さらには、学校現場で勤務する会計年度任用職員の方々にも出退勤システムを利用できるようにすることから、専用プリンターの配置が必要となっております、校用器具費を計上しております。

なお、情報化推進事業におけるこれらの取組は、中学校情報化推進事業でも同様に予算として計上しております。

続きまして、24ページをご覧ください。

中学校運営事業でございます。新たに学校運営協議会を設置することから、委員報酬としまして7万2,000円を計上しております。

続いて、24ページをご覧ください。

中学校部活動支援事業でございます。令和5年度に引き続き、教員の負担軽減のため部活動指導員の配置を行っていくこととし、指導員の増加を見込み、令和5年度の約2倍となる合計917万8,000円の事業費を計上しております。

私のほうからは以上でございます。

岸野教育長

では続いて、大屋課長。

大屋課長

続きまして、生涯学習推進課所管分の主なものについてご説明いた

します。

歳入予算の説明になりますので、申し訳ありません、14ページまでお戻りいただけますでしょうか。

上の表の上から3つ目、公民館使用料58万5,000円と2つ目の表の上から2つ目、文化ホール使用料161万6,000円、こちらのほうにつきましては4月に開館いたしますので、使用料を通年で積算させていただいておりますので増加となっております。

また、下の15ページ雑入のところになります。

中ほどに、公演入場料ということで、805万円計上しております。これは、文化ホールで実施します各種事業の入場料ということで計上させていただいているものでございます。

続きまして、歳出予算になります。

ページ飛びます、29ページのほうをお開きください。

目で新たに04ということで、これまでの公民館費と切り離して、文化ホール費というものを新たに設けさせていただいております。一番右の内訳のところ報酬440万8,000円、職員手当等158万3,000円とございますが、こちらにつきましては、令和5年7月より任用しております文化振興企画専門員の任用に係る経費となっております。

次の30ページをご覧ください。

こちらは、前ページからの文化ホール運営事業から続くものになります。12委託料の公演委託料1,650万円につきましては、令和6年度に文化ホールで実施する各種公演の委託料を計上しております。

次に、事業別区分、文化ホール維持管理事業の委託料の中の施設管理委託料218万2,000円につきましては、夜間窓口対応などのために施設管理委託料ということになっております。

続きまして、32ページをお開きください。

上段のほうです。こちら前ページの青少年指導活動事業から続くものになります。上から5行目、需用費の被服費48万6,000円計上させていただいております。こちらについては、熊取町青少年指導員連絡協議会が令和6年度で発足して50年となりますので、6年度については青少年指導員の委嘱替えの年度ということになります。メンバーが替わるということがございますので、ユニホームのデザインを一新するというので、前年度より全員分のユニホームを計上させていただいております。

次に、2つ下の二十歳の誓い運営事業になります。これまでひまわ

りドームで二十歳の誓いを実施していましたが、文化ホールが出来上がりました。令和6年度の式典、令和7年の二十歳の誓いについては文化ホールで行うこととしておりますので、これまで予算計上してありました会場設営委託料というものが減額となっております。ホールの客席が車椅子を含めて382席となっております、今年の参加者が381名ということでしたので、何とか開催できるのかなとは思っております。

では、続いて文化スポーツ、お願いします。

岸野教育長

立石参事。

立石参事

続きまして、文化スポーツの主なものについてご説明いたします。

議案書は、ちょっと戻っていただきまして、15ページをご覧ください。

2つ目の表の款、諸収入、項が受託事業収入、節が社会教育費受託事業収入、埋蔵文化財発掘調査受託事業収入695万7,000円です。このうち643万3,700円につきましては、熊取交流センターに隣接する歴史公園において、大阪府岸和田土木事務所の住吉川調整池建設工事に伴う埋蔵文化財調査の受託事業になります。調査は、熊取町が大阪府から受託され実施するもので、費用全額を大阪府が負担するものでございます。

31ページには、歳出といたしまして、文化財調査委託事業において、印刷製本費19万円のうち6万6,700円、埋蔵文化財発掘調査工事費636万7,000円を計上しております。

続きまして、35ページをご覧ください。

一番下になりますが、事業別区分、学校部活動地域連携事業21万4,000円でございますが、学校部活動の地域移行について、地域の指導者を養成し、人材確保をするため、大阪体育大学の運動部活動指導認定プログラム受講費の一部助成や、部活動の地域移行を広く知っていただくために実施する講演会などの謝礼金となっております。

続いて、36ページをご覧ください。

社会体育推進事業費の18の負担金、補助及び交付金の一番下のくまとりスポーツフェスティバル補助金19万円についてでございますが、世代を問わず誰もが気軽に楽しめるスポーツイベントとして、くまとりスポーツフェスティバルを開催し、生涯スポーツの推進を図る補助金となっております。

続いて、37ページをご覧ください。

事業区分の一番下、総合体育館運営事業についてでございますが、12万8,000円を計上しております。11月の定例会で、総合体育館等指定管理者の候補者の選定について、指定期間を令和6年度限り1年間、現指定管理者に選定することを説明しましたが、総合体育館の指定管理期間が令和7年3月に終了することから、新たに5年間の指定管理者を選定するもので、選定委員会を設置するために計上しているものでございます。

以上で私からの説明は終わります。

岸野教育長

原田館長。

原田図書館長

それでは、図書館の分について説明いたします。

また戻っていただいて申し訳ありませんが、14ページをお開きください。

14ページの上から2つ目の使用料及び手数料のところの上から3つ目になりますが、図書館会議室等使用料というのが16万5,000円計上しております。こちら初めて、会議室の使用料として計上しております。

次にまいります。33ページをお開きください。

まず、図書館運営事業の13になります。使用料及び賃借料の情報システムクラウド使用料及び電子書籍等の使用料についてです。令和4年10月に電子図書館を導入し、ご利用いただいている状況ですが、令和6年度についても継続して実施いたします。情報システムクラウド使用料は、毎月のシステム使用料と、視覚障害者専用電子図書館の利用料を合わせて52万8,000円となります。また、電子書籍等使用料については、図書館用の電子書籍には買い切り書籍と期限付きの書籍の2種類があり、令和6年10月の導入当初に購入した資料のうち、期限付きの資料が使用可能リストから外れ蔵書数が減りますので、引き続き新たな資料を購入していきます。購入数については、買取りと期限付き書籍を合わせて約250点分、60万5,000円、それに雑誌の年間パック33万円を合わせて93万5,000円となっております。

次に、34ページになります。

図書館施設管理事業になります。10の需用費の修繕料357万6,000円です。内訳は、空調設備機器の取替え修繕として104

万2,800円、電話交換手等の更新が163万2,950円、施設全体のもろもろの修繕費として90万円、合わせて345万7,600円となっております。

次に、12の委託料になります。そのうち、測量・設計・監理等委託料421万3,000円です。これは、今後の非構造部材の耐震改修に向けて、町発行の「再生可能エネルギー導入戦略、熊取町地域温暖化対策実行計画」に基づき、ZEB化実現可能性調査業務の費用です。ZEBとは、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間エネルギーをゼロにすることを目指した建物のことで、ZEB化可能性調査業務は、ZEBが実現可能か、どういう対策を取ればZEBが可能となるのかを調査するものとなっております。

最後になりますが、住民提案協働事業で、所管分の一番下になります。こちら住民提案協働事業、18負担金、補助及び交付金の住民提案協働事業補助金34万8,000円です。これは、町の住民提案協働事業の仕組みを使って行うもので、内容は、子どもの読書活動推進の課題として、小・中学生の子どもの利用者が減少している状況があり、その課題を解決する方法の一つとして、今年度も住民提案を募ったところ、令和5年度に引き続き、マジックを使った子どものイベントの提案があり採択したもので、令和6年度で3年目となります。事業のタイトルは「エンタメ KUMATORI」で、事業内容はマジックショーやマジックの連続講座、発表会等です。令和6年度は、マジック講座やマジックショーに加え、地域に出かけての活動等も新たに予定されています。マジックの連続講座やショー等で継続して図書館に来館することで利用者の定着を目指し、また、地域に出かけることで地域の方との交流も実現できると考えています。また、その講座の募集や講座内容、さらに図書館の様々な活動などは、子どもの親世代の人に向けてSNSでの発信も継続して行っていく予定です。

以上で令和6年度の一般会計、教育の事務に関する項目の説明を終わります。

岸野教育長

上垣参事。

上垣参事

続きまして、教育支援センター条例について説明させていただきます。

議案書の39ページをご覧ください。

条文内容について説明させていただきます。

第1条につきまして、設置でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき、不登校児童生徒の学習活動に対する支援を行うために、教育支援センター——以下センターと呼ばせていただきます——を設置することを規定しております。

第2条は名称及び位置でございます。名称を教育支援センター、位置を熊取町五門東二丁目3番5号とする規定でございます。

第3条は職員でございます。第1項においては、センターにセンター長、その他必要な職員を置くこととする規定でございます。第2項においては、第1項の職員の定数は職員定数条例の定めるところによるものとする規定でございます。第3項においては、職員の任免、服務及び給与等に関しては、法令の定めがあるものを除き、教育委員会事務局職員の例によるものとする規定でございます。

第4条は委任でございます。この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする規定でございます。

最後に、附則でございます。この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

なお、本条例の制定後速やかに休館日、開館時間、事業内容等を教育支援センター施行規則において定めるとともに、学校教育課の事務分掌を追加するため、教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正することを予定しております。

続きまして、附属機関条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

議案書の40ページをご覧ください。

附属機関条例の一部を改正する条例、改め文でございます。改正内容につきましては、第1条第2号の表中、現行の3の項を4の項とし、2の項を3の項とし、1の項に次のように加えるというものです。名称につきまして学校運営協議会、担当事務が学校の運営及び運営への必要な支援に関することを追加するものでございます。

続きまして、附則でございますが、第1条は施行期日を規定するもので、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

第2条は、非常勤特別職職員報酬等条例の一部改正でございます。別表中、学校運営協議会、委員、年額1万2,000円を追加するものでございます。

なお、本条例の制定後速やかに、学校運営協議会規則において所掌事項や委員の任命等の必要事項を定めるとともに、小・中学校管理規則の一部を改正することを予定しております。

以上で、報告第21号「町議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の専決処分報告について」の説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

岸野教育長

今年度の補正予算と来年度の当初予算、それと教育支援センターを新たに設置するに関する条例と、学校運営協議会を新たに設置しますのでそれに関する附属機関条例の改正ということで4件、ちょっとボリュームがありますが、ただいまの事務局の説明についてご質問等はどうでしょうか。

ちなみに、今、教育支援センター条例と附属機関条例のほうで説明がありましたが、町議会のほうの日程が3月28日が採決予定日となっております。今の事務局の説明でありましたように、条例の制定後に教育委員会規則を定めて、4月1日からの施行ということになりますので、実質的に営業日といいますか開庁日が3月29日しかない。議決後、条例制定後、1日しか規則制定する時間がないということで、教育委員会議を開くいとまがないということで、その関係規定の項を新たに設置する規則と一部改正のほうを3月29日付で専決処分させていただいて、そして4月の定例会で報告させていただくと、そのような手続になってまいります。

というところで、新規の案件ですので、できれば事務局のほうから、教育支援センターの概要と学校運営協議会の概要のほう、現時点での規則ではなくて、概要の素案といいますか、そのあたりをご説明いただければと思いますが、お願いします。

河井参事。

河井参事

教育支援センターの概要についてお伝えします。

先日の総合教育会議におきましてもご議論いただいたところではございますが、不登校児童の生徒数は、町立小・中学校においても全国的な傾向と同様に増加の傾向となっております。本町におきましても、不登校児童生徒の学習活動に対する支援を行う公立の教育施設が未設置となっております。地域の保護者の声や国の示すCOCOLOプランを踏まえた対応を進めることが急務となってきております。

教育支援センターでは、不登校児童生徒の支援に関する事、学校や家庭における教育に関する相談・指導及び助言に関する事、教育相談等に関する調査・研究及び研究結果の普及に関する事等についての業務を行う予定をしております。令和6年度の具体的な取組とし

ましては、不登校児童生徒の居場所の一つとして、週に2日間センターを開設し、学習活動や体験活動の支援を行うことを予定しております。

センターでは、2名の指導員、またボランティア職員等を配置し、登所した児童生徒の支援や、保護者等からの相談を受けて、必要に応じて学校やフリースクール等につないでいく活動を計画しております。センターの機能としましては、令和7年度以降、順次拡大していきたいと考えております。

以上、簡単ではありますが概要となります。

岸野教育長

柘屋参事。

柘屋参事

続きまして、学校運営協議会の概要についてご説明いたします。

学校運営協議会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定する学校運営協議会の組織及び委員その他協議会に関する事項を定めることにより、熊取町教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画や、保護者及び地域住民との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むことを目的として設置するものです。

所掌事項としましては、教育課程の編成に関すること、学校経営計画に関すること、組織編成に関すること、学校予算の編成及び執行に関すること、その他校長が必要と認めることについて承認するものとし、委員については、保護者、地域住民、学識経験者等から教育委員会が任命するものと考えております。

本町では令和6年度より熊取中学校をモデル校として、学校運営協議会を設置する予定です。

以上です。

岸野教育長

今説明がありました概要ですけれども、それを実際運営するに当たって、必要な法規的な規定を整備をするという形で規則のほうを定めてまいりますので、ご理解のほうをお願いいたします。

それと1点、さっき教育支援センターの条例のところ住所表示が出ていましたが、具体的には教育・子どもセンターの2階の一部でやっていくと。

ということで、今の補足説明も含め、概要説明も含めて、何かご質問等あればお聞きしますが、よろしいでしょうか。

それでは、報告第21号「町議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の専決処分報告について」承認ということによろしいでしょうか。

委員全員 (「はい。」の声)

岸野教育長 報告第21号「町議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の専決処分報告について」は承認とさせていただきます。

次に、事前配付の議案書41ページ、報告第22号「日本遺産（葛城修験）の追加申請について」事務局から説明願います。

立石参事。

立石参事 41ページをご覧ください。

報告第22号「日本遺産（葛城修験）の追加申請について」ご説明いたします。

本町所在の下記文化財を日本遺産の構成文化財へ追加するべく、葛城修験日本遺産活用推進協議会事務局（和歌山県）より文化庁へ申請のあった件について報告し、承認を求めるものでございます。

文化財の名称（指定等の状況）でございますが、降井家住宅、未指定、書院は重要文化財でございます。

2、ストーリーの中の位置づけ。降井家は、江戸時代の岸和田藩庄屋。泉佐野市の「奥家文書」（「阿遮羅院書状」）によると、江戸後期の文化年間に、聖護院門跡が行う「葛城灌頂」（中津川修行）において、修行の休息所として利用されたことが記されております。

日本遺産につきましては、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定するもので、地域の活性化、観光の振興を図ることを目的としております。日本遺産は、観光の振興を目的としていることから、熊取町から申請を行い、他の市町村、貝塚市、泉南市とも調整し、申請書を葛城修験日本遺産活用推進協議会に提出、2月29日の総会で認められ、協議会が3月1日に文化庁に追加申請の手続を行ったところでございます。

教育委員会におきましては、日本遺産葛城修験が重要な文化財であり、今後、文化財として保存・活用するという観点から、文化財部局の担当である生涯学習推進課が定例会において報告するものでございます。

なお、今後のスケジュールとしましては、文化庁による認定が令和

6年7月予定となっており、認定以降、降井家住宅に関連する普及事業の活性化を考えていますので、その都度、報告をさせていただきます。

42ページから53ページに資料を添付しております。ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

岸野教育長 ただいまの事務局の説明について、ご質問等はありませんか。よろしいでしょうか。

それでは、報告第22号「日本遺産（葛城修験）の追加申請について」承認ということよろしいでしょうか。

委員全員 （「はい。」の声）

岸野教育長 報告第22号「日本遺産（葛城修験）の追加申請について」は承認とさせていただきます。

以上で、本日の会議に付された審議すべき事件が終了いたしました。ほかに何かございませんか。

ないようですので審議を終了します。

（その他報告事項）

岸野教育長 続きまして、その他報告事項に入らせていただきます。

それでは、順次事務局から報告願います。

杉田参事。

杉田（直）参事 『後援名義使用願の承認について（T O S S春の教師力UPフェス）P. 54より説明』

岸野教育長 では、続きまして、立石参事。

立石参事 『後援名義使用願の承認について（ありがとう☆ドッジボール大会2023）P. 55より説明』

岸野教育長 では、続きまして、吉田統括。

吉田統括理事 『小・中学校行事予定P. 56より説明』

岸野教育長 では、続きまして、大屋課長。

大屋課長 『生涯学習推進課事業予定P. 57～P. 58より説明』

岸野教育長 それでは、原田館長。

原田図書館長 『図書館事業予定P. 60～P. 61より説明』

岸野教育長 報告は以上でしょうか。
ほかに何かございませんか。
ないようですので、令和6年3月教育委員会定例会を閉会します。
お疲れさまでした。

閉会 午後6時31分
